

(条例名) つながる鎌倉条例

(前文)

美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉は、このまちを愛し、自分たちのまちのために行動する人々によって守られ、支えられ、創られてきたまちである。

先人たちが醸成した先進的な市民風土は、市民の誇りとして、様々な市民活動に今も受け継がれており、これからも次世代（未来）を担う子どもたちにつなげていく必要がある。

鎌倉のまちを愛する一人一人が、このまちを創っていく主人公として行動するとともに、市、市民活動団体及び市民等がともにつながることにより、魅力と活力にあふれる「鎌倉」の発展のために、この条例を制定する。

(目的)

この条例は、市民活動及び協働の推進に関する基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、市民活動及び協働の活性化に必要な環境を整え、もって地域性豊かで魅力と活力にあふれる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 市民活動
市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動のことをいう。
- 協働
2つ以上の主体が互いに対等であることを認識し、互いの特性や持てる資源を活かしあって、取り組む課題、目的及び過程を共有し、協力して新たな公共サービスの創出や公益性の高い事業に取り組むことをいう。
- 市民活動団体
特定のテーマに基づき、自発的に社会貢献活動を行う団体のことをいう。
- 市民等
市内に居住し、若しくは通勤し、又は通学し、若しくは市内で市民活動を行うもののことをいう。個人だけでなく団体や企業などの事業者も含む。
- 中間支援組織
市民等、市民活動団体、市やその他の組織との間に立ち、市民活動を支援する組織のことをいう。

(基本理念)

市、市民活動団体及び市民等は、市民活動及び協働を推進するために、次に掲げる事項に努めるものとする。

- まちを創る一員として、自覚し、互いの思いを共有し、自らができることを実行する。
- 世代、性別、立場等を越え、互いを理解、信頼、尊重し、認め合い、互いの特性を活かし、話し合い、協力してまちを創る。

(基本方針)

市民活動を推進するための基本方針

- 市民活動団体の自主性、自立性を尊重し、主体的な活動による課題解決を支援する。
- 市民活動団体の自立及び目標達成を支援する。
- 市民等の市民活動に対する理解を深め、共に歩む市民等を増やし、市民活動の輪を広げる。

協働を推進するための基本方針

- 協働により、質の高い公共サービスを提供する。
- 信頼関係の構築と役割分担により、対等な立場で責任ある協働を行う。
- 協働の評価や見直しを行うことにより、協働を拡大し、充実させる。

(施策の推進)

市は、指針を策定し、次の施策を推進する。

- 活動の場の提供に関する事
- 財政的支援に関する事
- 情報公開及び提供に関する事
- 協働に関する事
- 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関する事
- 市の施策の立案、実施及び評価の過程への参入機会の提供に関する事
- 市民活動センターに関する事
- 市民が共に考えていく場（指針の見直し、施策の進行管理）に関する事

(役割)

- 市民等
自分たちのまちのことに関心を持ち、身近な課題に対して自らできることを考え、行動すると共に、積極的に市政へ参画したり、市民活動に参加、協力するよう努める。
- 市民活動団体
組織として社会的な課題に対して問題提起し、その解決のために知識や経験、地域性、柔軟性、迅速性などの特性を活かして自発的、自律的に活動するよう努める。
- 中間支援組織
市民活動団体に寄り添い、支援すると共に、様々な主体が連携するようネットワーク化を図るよう努める。
- 市
施策の実施や市民等の市政への参画、市民活動団体との協働により、一人一人が主人公として活躍するための環境を整えるよう努める。
市は基本理念及び基本的事項について積極的に市民等へ広報及び啓発を行うよう努める。
市は市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人による市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努める。

(市民活動・協働推進委員会)

- 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動・協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。
 - ・ この条例及び指針に関する事項
 - ・ 基本理念及び指針に基づく活動に関する事項

- 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - ・ 学識経験を有する者
 - ・ 知識経験を有する者
 - ・ 公共的団体が推薦する者
 - ・ 市民
- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。
- 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。
- 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。
- 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。